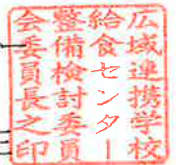


与那原町長 照 屋 勉 殿

広域連携学校給食センター
整備検討委員会
委員長 垣 花 英 正



広域連携学校給食センターのあり方について（答申）

令和5年12月1日付け諮問第1号で諮問がありました、広域連携学校給食センター整備検討委員会規則第2条に規定する広域連携学校給食センターに係る事項について委員会を開催し慎重に審議いたしました。その結果を下記のとおり答申いたします。

なお、本委員会で審議した内容は、別添の検討報告書にとりまとめましたので、ご確認されますようお願いいたします。

記

1. 広域連携学校給食センター整備の実施について

八重瀬町・与那原町の3学校給食センターは、建築から40年以上が経過し老朽化が進んでいることやドライシステム導入及び児童生徒増加への対応など施設の整備が課題となっている。令和4年度に策定された広域連携学校給食センター基本構想による現状の課題、新学校給食センターの必要性、施設規模及び整備手法等の整理と概算事業費の算出・比較検討の内容を踏まえ、当整備検討委員会において審議を行った。その結果、2町共同で基本方針に基づいた整備を行うことで、安全・安心で栄養バランスに配慮した給食の提供、食育及び地産地消の推進、アレルギー対応及び環境に配慮した運用が見込める。また、建設及び運営費用も抑えられ効率的であると判断した。よって八重瀬町・与那原町の2町共同での広域連携学校給食センター整備を実施することが望ましい。

2. 学校給食センターの施設規模・機能について

施設規模については、両町における児童生徒数を推計し、最大6,800食が必要となる見込みである。将来的な食数の変動や住宅整備等の可能性も考慮し、施設規模としては、7,000食を基本とし、必要時には稼働率を上げることで最大で7,500食まで対応できる施設規模とする。

施設機能については、基本理念及び方針に則り、「学校給食衛生管理基準」等及び「大量調理施設衛生管理マニュアル」を遵守し、HACCPの概念に基づいた衛生管理を行う。これにより、将来を担う子ども達に、安全、安心で美味しい給食の提供を行える施設とする。また、食育及び地産地消の推進のため、地元産物生産事業者と連携したシステム構築を図ることが望ましい。

なお、アレルギー対応については、専用調理室の確保を前提とした施設整備を行うことが望ましく、稼働後の具体的な対応に向けては、学校現場の課題等を精査の上、検討を進めることが必要である。

3. 整備候補地の位置・整備プランについて

整備候補地の位置については、「大量調理施設衛生管理マニュアル」に基づき、喫食時間から配送・積み込み時間を考慮して候補地エリアを定めた。八重瀬町の2候補地及び与那原町の2候補地について、立地条件、効率性、インフラ状況、用地取得、周辺環境、防災と安全性、各種法令、施工性の8つの視点で考察し、総合的に比較、評価を行った結果、整備地は八重瀬町の1候補地が最適であると判断した。

整備プランについては、基本計画の事項を踏まえ、栄養士や従事者等の現状を考慮し、安全で安心な学校給食が提供できる施設整備に取り組んでいただきたい。

4. 両町の共同処理方法について

学校給食センターの稼働に向けて両町で採択する共同処理方式については、これまでも、両町において、広域連携による学校給食センターの整備計画を進めるにあたり、検討を重ねてきている。その中で、共同処理方式の制度概要や先行自治体へのアンケートに基づく評価をもって、広域連携学校給食センタープロジェクトチーム会議にて協議した結果を審議した。これにより、両自治体において共同で事務を行う「協議会方式」が妥当であると判断した。

5. 官民連携による整備方針について

官民連携による整備方針については、PFI手法導入可能性調査において、事業手法、事業期間、民間企業の事業参入意向調査、さらに、候補地におけるモデルプランから総事業費を算出し、公共による従来方式とPFI事業者が実施した場合の削減効果等について検討した。

結果として、PFI事業を導入した場合、両町の財政負担の軽減や事業執行の効率化が図られ、短期間での事業推進にも繋がる。また、技術職員不足対策や事務の負担軽減にも効果があり、行政機関の人的資源の転換が図られる結果となっている。

民間事業者の参入意向調査においても、関心ありとの回答も得ていることから、本事業はPFI方式で実施することが良いと判断した。

なお、PFI事業者を公募する際には、要求水準書にて、安全で安心な学校給食が提供できる施設として条件を精査し、財政負担の軽減が図れるよう努めていただきたい。